

関市健康教育指導物品貸出要領

第1条（目的）

この要領は、関市保健センター（以下「保健センター」という。）が所有する健康教育指導物品の貸出しに関し、必要な事項を定めることにより、物品の有効活用を図るとともに、市民の健康意識向上に資することを目的とする。

第2条（貸出物品）

貸出しの対象となる物品は、別紙一覧表に掲げるものとする。ただし、関市保健センター所長（以下「所長という。」）が特に指定した物品については、この限りでない。

第3条（貸出対象者）

物品の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人、NPO 法人、ボランティア団体、学校法人、医療機関など
- (2) その他所長が特に認める者

第4条（貸出期間）

物品の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、所長が特に認める場合は、この限りでない。

第5条（貸出申請）

物品の貸出しを受けようとする者は、事前に物品貸出申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

第6条（貸出決定）

所長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

第7条（貸出料）

物品の貸出料は、無料とする。

第8条（物品の受領及び返却）

貸出しの決定を受けた者は、指定された日時に物品を受領し、物品の返却は、貸出期間満了日までに、指定された場所に行わなければならない。

物品の返却時には、関市保健センター職員の確認を受けるものとする。

第 9 条（禁止事項）

物品の貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）物品を転貸し、又は担保に供すること。
- （2）物品を本来の目的以外に使用すること。
- （3）物品を改造し、又は損傷すること。
- （4）その他、物品の管理上不適切と認められる行為。

第 10 条（損害賠償）

貸出しを受けた物品を紛失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
ただし、所長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第 11 条（貸出決定の取消）

所長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、貸出決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請により貸出しを受けたとき。
- （2）この要領に違反したとき。
- （3）その他、市長が貸出しを取り消す必要があると認めたとき。

第 12 条（その他）

この要領に定めるもののほか、物品の貸出しに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 8 月 19 日から施行する。